

介護保険対応 訪問看護利用料金表（2019年10月1日～）

【訪問看護費】

（1単位＝10.70円）

サービス種類	単位	1割負担	2割負担
訪看Ⅰ1 20分未満	312単位	334円	668円
訪看Ⅰ2 30分未満	469単位	502円	1,004円
訪看Ⅰ3 30分以上1時間未満	819単位	876円	1,753円
訪看Ⅰ4 1時間以上1時間半未満	1122単位	1,201円	2,401円
訪看Ⅰ5 療法士20分	297単位	318円	636円
訪看Ⅰ5 療法士40分	594単位	636円	1,271円
訪看Ⅰ5・2超 療法士60分	801単位	857円	1,714円

【予防訪問看護費】

サービス種類	単位	1割負担	2割負担
予訪看Ⅰ1 20分未満	301単位	322円	644円
予訪看Ⅰ2 30分未満	449単位	480円	961円
予訪看Ⅰ3 30分以上1時間未満	790単位	845円	1,691円
予訪看Ⅰ4 1時間以上1時間半未満	1084単位	1,160円	2,320円
予訪看Ⅰ5 療法士20分	287単位	307円	614円
予訪看Ⅰ5 療法士40分	574単位	614円	1,228円
予訪看Ⅰ5・2超 療法士60分	774単位	828円	1,656円

※訪問看護も予防訪問看護も准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

※医師より特別訪問看護指示書が交付された場合（14日間）、厚生労働大臣が定める疾病等の場合（注）は医療保険での訪問となります。医療保険の料金表や加算などは別紙参照してください。

（注）厚生労働大臣が定める疾病

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、多系統萎縮症、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

【その他の費用について】

(1)交通費

利用者の居宅が、通常の実施地域を越える場合は、運用規定の定めに基づき交通費を実費で請求致します。

(2)死後の処置

在宅で亡くなられた場合、訪問看護師でお身体をきれいにさせていただきます。その際、処置料（材料費込み）として、15,000円を実費で請求させていただきます。